

四日市市告示第 435 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和7年 6月 5日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整 理 番 号	路線名	起 点	幅員 (m)	延長 (m)
		終 点		
1	中村垂坂線	垂坂町字岩ヶ谷1454-4	7.8～36.2	490.1
		垂坂町字肱ヶ谷1817-1		
2	垂坂1号線	垂坂町字肱ヶ谷1822-1	16.3～32.2	666.0
		垂坂町字鏡田2074-1		
3	垂坂9号線	垂坂町字肱ヶ谷1822-1	2.3～16.5	245.0
		垂坂町字肱ヶ谷1817-1		